

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1. 現 状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ及び民間従業員のデータ

区分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
麻績村 その他労務	53.1	3	233,600	239,800	239,800	-	-	-	-
長野県	47.1	650	335,604	373,396	360,400	-	-	-	-
国	48.8	5,193	287,094	-	320,514	-	-	-	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用していますが、対応する類似職種がないため掲載していません。

※個人が特定されるものについては公表しない。

(2) 職種ごとの年齢別の人数・平均給与等のデータ

※平均給与等のデータについては、個人が特定されるので公表しない。

①その他

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人	1人	0人	3人

(3) その他給与に関する事項

[給料表] 行政職給料表(二)適用

[手 当] 扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当

[昇給基準] 一般職員の例によるものとし、57歳以上昇給抑制。

2. 基本的な考え方

技能労務職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定める。

また退職不補充とし、必要な業務については、民間委託や期間限定での臨時的任用で対応を検討していく。

3. 具体的な取組内容

- ① 平成16年度から退職不補充とし臨時的任用で対応している。
- ② 平成24年度以降職種変更する等、技能労務職の全廃を検討していく。

4. その他

職種変更した職員の行政職としての能力向上のための研修等充実を図る。

平成20年3月策定